

平成27年 第2回浜松市議会定例会
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 丸井通晴

質問	答弁
1 二重行政解消への取り組みについて 先般大阪市で実施された大阪都構想の特別区設置についての住民投票がひとつのきっかけとなり、道府県と政令市による二重行政について全国的に話題となった。 多くの政令市の市長からも報道陣からの問いかけに対し、それぞれコメントが出ていたことも報道されていた。 川勝静岡県知事も、将来人口70万人を下回ることが想定される静岡市を県との一体化、本市には人口100万人規模の都市を目指して、広域行政を進めることを唱え、知事はこの秋にも開催される県・政令市のG3サミットでも提起すると報道されていた。 これまで本市は、県、静岡市と連携して「しずおか型特別自治市」実現に向けて取り組んできたが、こうした動向をにらみつつも、本市として二重行政の解消に向けどの様に取り組んでいくのか伺う。 (1) 大阪都構想とその賛否を問う住民投票結果についての思いを伺う。 (2) 県都構想が提唱されたが、本市では二重行政解消に向けてどの様に取り組んでいくか伺う。	1 市長 1 点目、大阪都構想とその賛否を問う住民投票結果について、道府県と政令指定都市の二重行政は、わが国の地方行政における最重要課題の一つであり、この解決を目指した大阪都構想の趣旨については、賛同する。しかしながら、大阪市とは地域の特性が大きく異なることから、財源、権限、責任のすべてを市に集約する特別自治市こそが、県と市の二重行政の解決策であると考えている。また、大阪市の住民投票結果については、大阪都構想に対する賛否を市民自らが判断したこととして尊重しているが、この結果をもって二重行政解消に関する国レベルの議論を落ちつかせることなく、更に議論を活発化させなければならないと考えている。 次に、2点目の本市の二重行政解消に向けた取り組みについて、“しずおか型特別自治市”は、平成25年のG3で合意した二重行政解消策で、県が行っている行政サービスはもとより、税財源もすべて市に集約する、究極の自立モデルである。この実現に向けて、本市では、現行制度下における県からの権限移譲はもとより、市民への情報発信による機運の醸成や、指定都市市長会を通じた国に対する法改正の要望などに取り組んできた。このたび県知事が発言された県都構想でも、本市に関して方向性が変わるものではないと理解している。こうしたことから、本市としては、“しずおか型特別自治市”実現に向け、市民の理解が得られるよう丁寧な説明と情報発信に継続してとりくむとともに、全国の政令指定都市と連携して国への働きかけを続けていく。

質問	答弁
2 区の再編について 本市が周辺市町村と合併して今年は10年、政令市に移行して8年が経過している。これまで行財政改革推進審議会や、行政経営諮問会議でも現在7区ある行政区を見直すべきという答申、あるいは提言が提起され、議会や市当局においても種々論議が交わされてきたところである。 市民クラブとしては、区の再編をすべきという立場でこれまで対応してきたところであるが、その基本的な考えは変わっていない。それは、区の再編はそれ自体が目的ではなく、今後ますます進んでいく少子・高齢化社会への対応や、人口減少時代を見越して、行財政改革を推進していくための一つの手段と考え、将来の財政計画確立のためには必要不可欠の課題と捉えているからである。 区の再編については、市民サービスのさらなる充実と、市民の声が行政にきちんと届く方策を確立し、そのメリットが市民に伝わればおのずと道は開けてくるものと考えている。 市長のやりますリストには「合区を行うとともに、市民サービスを向上させるため、協働センター・サービスセンターの業務内容を拡充すると同時に増設します。」「区の再編に伴うサービス提供体制見直しの考え方を市民の皆様と共有した上で、平成30年度までの住民投票の実施を目指します。」「急速に普及・進化するICTを活用し、市民サービスの利便性の向上を進めます。」など市民サービスの向上を図る方策が提起されている。 そこで、市民サービスの向上と、区の再編に向けての考え方を伺う。 (1) 市民サービスの向上が区の再編に向けての重要な方策であると思うが、これから実施されるマイナンバー制度の活用を含め、市民サービスの向上に向け、協働センター・サービスセンターにおける窓口サービスをどの様に考えているか伺う。 (2) 区の再編について、あらゆる場で市民の疑問点を解消する行政の説明責任を果たす中で、最後の手段として区再編の賛否を問う住民投票が必要となれば実施すべきと考えるがどうか伺う。	2 市長 1 点目、市民サービス向上に向けた窓口サービスのあり方について、本市には、協働センターや市民サービスセンターなど、区役所以外でも住民異動の届出ができる窓口が46か所あり、政令指定都市でナンバーワンとなっている。さらに、人口10万人あたりの窓口数で比較しても、第2位の相模原市の約2倍で、取り扱う業務も、戸籍・住民票、国民健康保険を始め103種類と幅広く、市民に最も身近な行政の窓口となっている。こうした本市の強みである、きめ細かな市民サービス提供体制は、今後、区のあり方を考えるうえで重視すべき特徴であると考えている。また、来年1月からはマイナンバー制度がスタートし、市民サービスのあり方が大きく変わる。このことは、区の再編の議論と併せ、サービス提供体制の再構築を検討する良い機会となる。再構築にあたり、例えば、個人番号カードを活用した証明書のコンビニ交付やICチップの空き領域を活用した本市独自のサービスを考えていく。また、ICTの活用により、本庁や区役所で行っている専門性の高い相談業務を協働センターなどでも行える仕組みについて、導入を検討していく。市民の皆様が、できる限り身近な場所で、より良い市民サービスを受けられることが望ましいことであると考えているので、こうした見直しを行い、協働センターが、今まで以上に便利な窓口となるよう、更なる機能強化に努めていく。 2点目、住民投票の実施については、ご指摘のように、今後、人口減少や少子高齢化が進行する一方で、拡大する社会保障費や膨大なインフラの維持更新コストなどを踏まえ、持続可能な都市経営を行っていくためには、今のうちから積極的に行財政改革を推進する必要がある。こうした中で、区の再編を視野に入れた市民サービス提供体制の構築は、大きな課題であると認識している。区の再編は、市民生活に直接影響をもたらす重要なことであることから、最終的には、住民投票により、市民の皆様はその是非をご判断いただくことは、有効な手段であると考えている。しかしながら、その実施に当たっては、区の再編の意義や必要性などについて、市民の皆様に正しく理解いただくことが前提となる。そのため、まずは、今後のサービス提供体制のあり方などについて、議会や市民の皆様と丁寧に議論を重ねることが、重要と考えている。その上で、広聴集会や区政だより、市ホームページなどを活用して、分かりやすい情報発信を行うなど、市民意識の醸成を図っていく。

質問	答弁
3 マイナンバー制度への移行について マイナンバー制度については、私が平成26年2月議会で実施に向けての行政システム改修等について、市当局の見解を伺ったところである。いよいよその実施時期が間近に迫っている。マイナンバー制度は税と社会保障さらには災害対応、福祉と最近では医療に関する業務も示唆されてきている。先日は年金関係の情報がウイルスに侵され、約125万件の個人情報が流出してしまったことも報道されていた。 こうしたことから、関係する市の条例や規則の改正、また個人情報保護に向けての条例改正など多くの業務が想定される。そして、市民や各企業に対しての周知も早急に必要となってくる。 今年の10月にはマイナンバーの通知、来年1月からは個人番号カードの交付が待ったなしである。そこで、以下2点についての考えを伺う。 (1) 市として、10月スタートに向けての準備状況を伺う。 (2) 市民への周知にどの様に取り組んでいくのか伺う。	3 企画調整部長 1 点目、マイナンバー制度に関する市の準備状況について、マイナンバーの通知は、今年10月から始まり、来年1月からは、個人番号カードの交付が開始される。本市では、カードの交付を各区役所で行うことから、現在、多数の申し込みが集中しても、円滑に手続きができるようスタッフを整えるなど準備を進めている。また、マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報、特定個人情報として厳格な保護が求められるため、関係条例の改正などの対応が必要になる。そのため、まず9月議会に個人情報保護条例の改正を提案していく。さらに、市の内部で特定個人情報を利用できるようにするため、個人番号利用条例を制定する予定である。併せて、税や社会保障関係の業務においては、申請様式等の変更が必要となるため、関係条例や規則等の改正についても、準備を進めていく。特定個人情報の保護に関しては、国から「ガイドライン」が示され、特定個人情報の取り扱いについて安全管理措置が義務付けられている。このため、市では、その内容を踏まえて「取扱規定」等を定め、研修等の実施により、職員に制度や規定等の周知を図るなど、適正な事務処理ができる体制を整えていく。 2点目の市民の皆様への周知については、国は、これまで専用のコールセンターを設置するとともに、テレビCM、新聞折込などの広報活動を行っている。現在、市では、国と連携し、ポスターの掲示などとともに、出前講座の実施や庁内モニター、駅やバスの電光掲示を利用した周知活動を行っているが、まだ十分浸透していないと認識している。このため、9月には広報はままつで制度概要や番号カードの交付について、わかりやすくお知らせするとともに、チラシやパンフレットを配布していく。これからも国の広報活動と連携して市民の皆様に必要な情報を丁寧に伝え、円滑に制度が導入されるよう努めていく。
4 「人づくり」に向けた教育行政について 平成23年4月に策定した「第2次浜松市教育総合計画」に基づき、「幼児教育」の充実、「小中一貫教育」の推進、「学ぼう ふるさと浜松」の推進を浜松の人づくりの3つの柱として、園、学校現場での考えをはじめ、様々な取り組みを進めてきた。この計画は、平成26年度を最終年度とし、平成27年4月からは、「人づくり」のために「未来創造」と「市民協働」を理念とした「第3次浜松市教育総合計画」がス	4 教育長 第3次浜松市教育総合計画では、「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」という2つの理念に基づいて、7つの政策、27の施策、62の取組みを示した。議員ご指摘の通り、子供たちの未来を切り開いていくためには、評価・検証を踏まえつつ、教育を充実させていく事が大切である。そのために、第3次計画では、本市の「人づくり」の成果や課題を総合的に検討する組織として「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」を設けた。この検討委員会は、教育行政に精通して

質問	答弁
タートした。 「第3次浜松市教育総合計画」は、平成27年度から平成31年度の5年間における教育目標を掲げたものであるが、その策定に当たっては、園、学校現場や家庭、地域との対話も鋭意実施されたと聞いている。 「人づくり」を進めていくためには、「第3次浜松市教育総合計画」を着実に進め、子供たちの未来をどう切り拓いていくかが重要と考えている。そのためには、「第3次浜松市教育総合計画」の評価・検証を確実に行之、計画を推進していかなければならない。 そこで、教育委員会としてどの様に進めていくのかを伺う。	いる大学教授や学校の代表者等で組織し、第3次計画を推進する上での課題について協議する。そして、PDCAサイクルを通して確実な改善を行い、未来創造への人づくりの質を高めていく。具体的には、子供、学校、教職員、家庭、地域、行政のそれぞれを対象にアンケート調査を実施し、第3次計画で示した目指す姿にどの程度迫ることができているかを把握する。そして、その結果をもとに、検討委員会では、それぞれの専門性を生かして協議を重ね、改善策や今後の方向性を示す。その後、取組みの実施主体である担当課や学校等は、検討委員会からの改善に向けての提案を踏まえ、今後の取組みにつなげていく。このように評価・検証を大切にして「人づくり」を着実に進め、目指す子供の姿に迫っていく。
5 ドローン(小型無人機)の使用について 本市は公園やスポーツ・文化施設が多くあり、大勢の市民が利用し、浜松まつりやシティマラソンをはじめ、市民が数多く参加するイベントを毎年行っている。また、今年は家康公顕彰400年記念事業、ゆるキャラ®グランプリ2015の開催もある。これらのイベントに全国からも数多くの方が浜松を訪れることが想定される。 そこで気になるのが最近ニュースを賑わしている小型の無人機、いわゆるドローンの使用についてである。このドローンについては、人が立ち入ることができない災害現場の状況把握等に活用されており、大変有効である反面、落下の危険性やプライバシーの侵害といったことも憂慮される。 私が関係している今年の浜松まつりにおいても、風揚げ会場と御殿屋台引き廻しの上空をドローンが飛んでいるのを発見し、注意喚起を促したところである。幸い本市では事故の事例はないが、今後地域のお祭りや体育祭など屋外でのイベントが活発となってくる。 市民の安全・安心の観点と、落下事故を未然に防止するためにもドローンの使用について市はどの様に考えているか伺う。	5 市民部長 ドローンなどの小型無人機は、災害発生時や大規模イベントにおける情報収集、橋りょうなどのインフラの点検、物資運搬など様々な分野における活用が世界的に期待されており、産業としても急成長が予測されている。市内においても原田橋崩落の際の現場確認で既に使用されている。しかし、ドローンの運用ルールが整備されていない現状では、操作ミスによる他人への危害などの迷惑行為が全国的な問題となるとともに、プライバシー侵害、テロ等への使用の可能性も指摘されている。本市における対応としては、ドローンの落下事故等のトラブルが想定される本市の都市公園においては、使用の禁止を徹底するとともに大規模な公園には禁止看板を設置するなどの対策を講じている。また、児童、生徒が活動する学校等については、特に屋外活動中は教職員が監視をするとともに、ドローン等の小型無人飛行機を発見した際は、最寄りの警察に通報するなどの対策を講じている。さらに各種イベントにおけるドローンの使用については、市民の安全・安心の観点から禁止とするよう主催者に協力を求めることとしている。ドローンは、自動車などと同様、大きな便益をもたらすと同時に、使い方によっては、市民に損害を与えるという二面性を持っている。本市としては、国の法整備の動向や他都市の状況を注視つつ、市民の皆様に対しては他人に迷惑をかけない秩序ある使用をお願いすることで安全・安心の確保に努める一方で、行政における活用についても研究していく。

質問	答弁
6 浜名湖観光圏の取り組みについて ラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、国を挙げて外国人観光客の誘致に取り組んでいる中、県内でも富士山に続き韮山反射炉も世界遺産に登録されようとしているが、日本全国で外国人観光客の誘致に向けた取り組みが行われている。浜名湖観光圏は昨年認定されたが、決して外国人観光客が多いとは言えず、夜遅くホテルに到着して早朝には出発しているのが現状である。他の地域に負けない観光地にしていくためには、ものづくり産業や、歴史、景観を活かした取り組みと市民のホスピタリティでリピーターを増やす取り組みが必要である。 これらを踏まえ、今後、浜名湖観光圏として他の観光地に負けない取り組みについて、どの様を考えているか伺う。	6 産業部長 昨年の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる1,300万人を超えた。本市への宿泊客も県下最多の約28万人となっているが、これらの多くは首都圏と関西圏を移動する通過型の利用であり、滞在型の観光地への転換が大きな課題であると認識している。昨年度認定された浜名湖観光圏では、「海の湖」を新しいコンセプトに掲げているが、これは、風光明媚な浜名湖の豊かな自然環境とともに、新しい技術や産業を生み出してきた地域の歴史、文化、産業などの豊かな地域資源を観光地域づくりに活かそうとするものである。具体的な取り組みの成果も表れつつあり、台湾へのトップセールスの実施によって、4月から5月にかけて、1,500人を超える「花」をテーマとしたツアー客を獲得したのをはじめ、ものづくり企業の視察をテーマとした誘客活動により、昨年度は、韓国をはじめアジア・アセアン地域から、約800人規模の視察を受け入れるなど、産業観光の視察地としても定着しつつある。今後とも、地域固有の資源を体験型、滞在型、着地型の観光プログラムとしてブラッシュアップするとともに、また訪れたい観光地として定着化するよう、組織体制の強化と合わせ、浜松観光コンベンションビューローなど関係団体とも緊密に連携を図っていく。